

湖西市国民健康保険税の現状と 税率改定について

湖西市 保険年金課 国保年金係

目次

1. 背景
2. 前回（令和2年度）の改定内容
3. 事業費納付金の状況
4. 医療費水準の状況
5. 県による財政支援策（案）
6. 決算の状況
7. 国民健康保険事業基金と繰越金の状況
8. 税率改定について
9. 標準保険料率との比較
10. 税率改定に向けた検討①
11. 税率改定に向けた検討②
12. 税率改定に向けた検討③
13. 改定案概要
14. 改定案（A案）
15. 改定案（B案）
16. モデルケースによる試算
17. 改定案ごとの実質収支と一人あたりの税額の推移予測

背景

保険料水準統一加速化プラン

(令和6年6月改定)

保険運営の都道府県化を踏まえ、都道府県内のどの市町でも同じ保険給付を同じ保険料負担で受けられることで被保険者の公平性を確保し、令和17年度までに「完全統一」※¹へ移行することを目指す。

資料2

静岡県国民健康保険運営方針

(令和6年4月改定)

静岡県内の保険料水準を将来的に「完全統一」することを見据え、その第一段階として、令和12年には「納付金ベースの統一」※²を目標に掲げている。その後、第二段階として「標準保険料率の統一」を経て、最終段階の「完全統一」を目指す。

資料3・4

静岡県国民健康保険運営方針の改定により、保険料水準の統一に向け、医療費水準を反映しない納付金算定方法へ段階的に移行することになった。このことにより、医療費水準が県平均より低い市町の国民健康保険事業費納付金（以下、納付金）は増額が見込まれる。

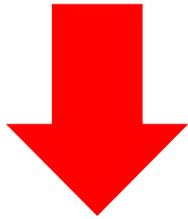
※¹ 完全統一…同一都道府県内において、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、同じ保険料とすること。
※² 納付金ベースの統一…納付金算定において、医療費水準を反映させない算定方法とすること。

前回（令和2年度）の改定内容

（別紙）

前回（令和2年度）の改定内容

- ① 賦課方式は、資産割を廃止し、医療保険分3方式、後期高齢者支援金分3方式、介護保険分2方式とすること。ただし、被保険者の急激な負担を緩和するため、改定については2年かけて行うこと。
- ② 税率改定後の調定額は、将来の財源不足を考慮して税率改定前の調定額より微増とし、改定税率については、被保険者への負担を最小限にとどめること。
- ③ 資産割の減少分の調定額は、所得割で補填すること。
- ④ 税率改定の始期は、令和3年度とすること。
- ⑤ 具体的な改定税率については、別紙のとおりとすること。



資産割廃止による財源不足を補う税率変更のため、一人あたりの納付金の伸びは見込んでいない。納付金増額分を見込んだうえで、税率について再検討する必要性が生じている。

参照

資料5

国民健康保険税の仕組み

区分		現行税率	改定税率 (令和3年度)	増減
医療保険分	所得割	4.3%	4.9%	0.6%
	資産割	22.0%	12.1%	9.9%
	均等割	26,600円	26,600円	－
	平等割	21,800円	21,800円	－
後期高齢者 支援金分	所得割	1.6%	1.8%	0.2%
	資産割	4.0%	2.0%	－2.0%
	均等割	9,600円	9,600円	－
	平等割	7,200円	7,200円	－
介護保険分	所得割	1.4%	1.5%	0.1%
	資産割	4.0%	2.0%	－2.0%
	均等割	9,600円	9,600円	－
	平等割	7,800円	7,800円	－
区分		改定税率 (令和3年度)	改定税率 (令和4年度)	増減
医療保険分	所得割	4.9%	5.6%	0.7%
	資産割	12.1%	(廃止)	－12.1%
	均等割	26,600円	26,600円	－
	平等割	21,800円	21,800円	－
後期高齢者 支援金分	所得割	1.8%	2.0%	0.2%
	資産割	2.0%	(廃止)	－2.0%
	均等割	9,600円	9,600円	－
	平等割	7,200円	7,200円	－
介護保険分	所得割	1.5%	1.7%	0.2%
	資産割	2.0%	(廃止)	－2.0%
	均等割	9,600円	15,000円	5,400円
	平等割	7,800円	(廃止)	－7,800円

事業費納付金の状況

令和4年度納付金額・交付金額による試算額

国民健康保険は、静岡県と県内市町がともに保険者として運営しており、静岡県が財政運営の責任主体となっている。県内市町は、毎年度、静岡県に国民健康保険事業に必要な費用（納付金）を納めている。各市町が納めた納付金は、県全体の保険給付費の財源の一部となる。

	R7	R8	R9	R10	R11
① 納付額 ($\alpha = 1$)	1,504,236,488	1,504,236,488	1,504,236,488	1,504,236,488	1,504,236,488
α 値	0.80	0.60	0.40	0.20	0.00
納付金負担増加額	14,261,600	28,173,914	41,749,620	55,000,787	67,938,915
② 納付額 ($\alpha = X$)	1,518,498,088	1,532,410,402	1,545,986,108	1,559,237,275	1,572,175,403
財政支援補填率	0.84	0.67	0.50	0.33	0.16
③ 財政支援額	11,979,744	18,876,522	20,874,810	18,150,259	10,870,226
④ 実納付額 (②-③)	1,506,518,344	1,513,533,880	1,525,111,298	1,541,087,016	1,561,305,177
不足額 (①-④)	▲ 2,281,856	▲ 9,297,392	▲ 20,874,810	▲ 36,850,528	▲ 57,068,689
A 平均年税額/人 ($\alpha = 1$)	135,945	135,945	139,611	144,440	144,440
B 平均年税額/人 ($\alpha = X$)	137,197	138,419	143,277	149,269	150,405
C 財政支援額/人	860	1,339	1,487	1,319	851
負担増額/人 (B-A-C)	392	1,135	2,179	3,510	5,114

静岡県提供資料

納付金額は、静岡県が県全体の医療費を見込み、これを各市町の所得水準や被保険者数、医療費水準等に応じて、市町ごとに納付金を算定している。

運営方針に基づき、県は「納付金ベースの統一」を目標に、医療費水準を反映しない納付金算定方法へ令和7年度分納付金算定から段階的（5年）に移行する。医療費水準が県平均より低い本市は、医療費水準が統一されることにより、納付金が増額となる見込みである。

激変緩和策として、県は、納付金が増加する市町へ、財政支援の実施を予定している。

また、他に、医療費適正化の取り組みを評価するインセンティブの付与について、現在検討中となっている。

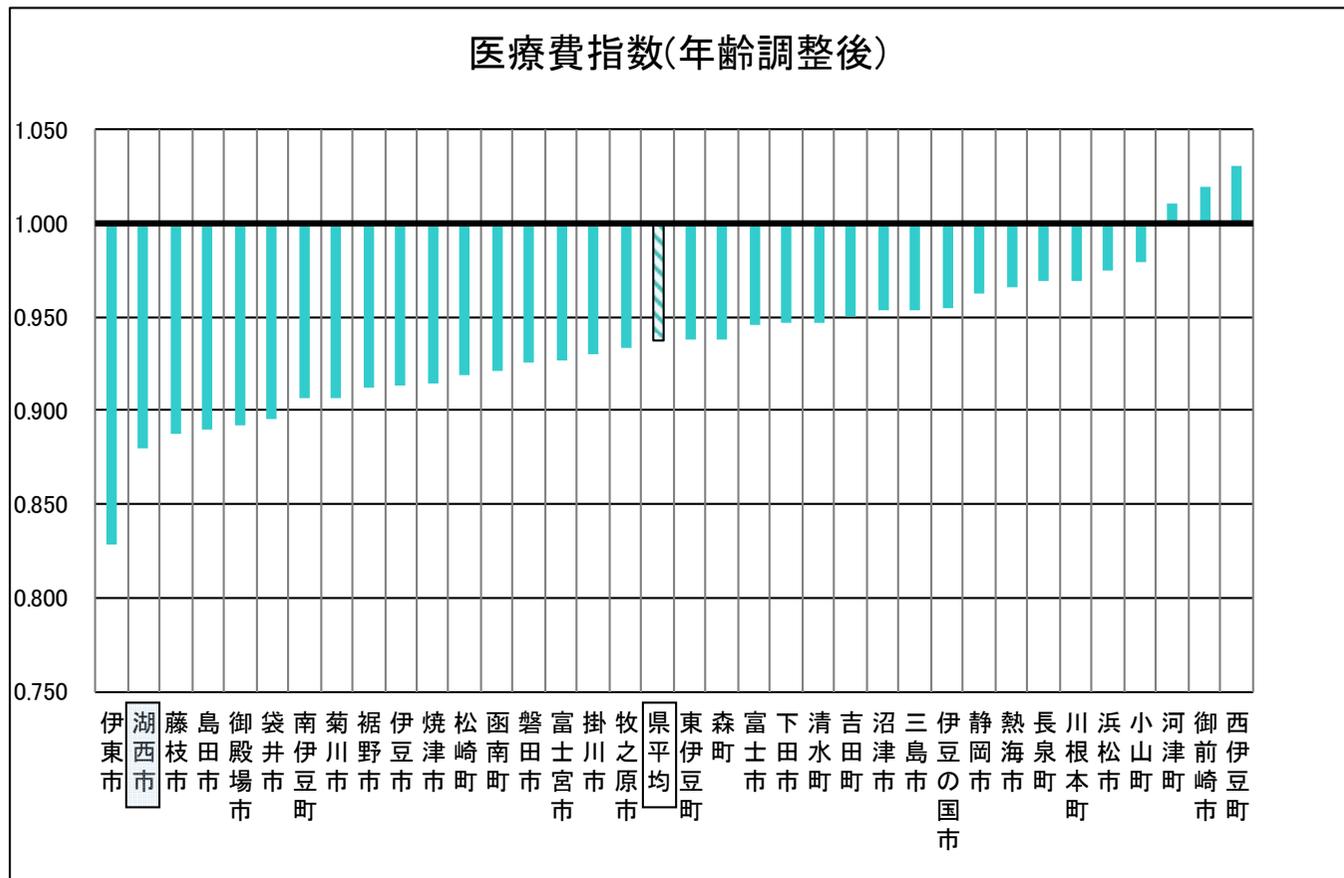
※ α …各市町の医療費水準（医療費指数）をどの程度反映させるか調整する係数。県が0～1の数値を指定。現行は $\alpha = 1$

医療費水準の状況

令和5年度納付金算定に用いた年齢調整後の医療費指数

年齢調整後の医療費指数

各市町の一人当たり医療費（国ガイドラインが定める積算方法による費用）の過去3か年（令和元年度～令和3年度）について、市町ごとの年齢構成の差異を補正し、全国平均を1として指数化したもの。



静岡県提供資料

順位	市町名	医療費指数 (年齢調整後)
1	伊東市	0.828219
2	湖西市	0.879389
3	藤枝市	0.887049
4	島田市	0.889466
5	御殿場市	0.892238
6	袋井市	0.895386
7	南伊豆町	0.906074
8	菊川市	0.906120
9	裾野市	0.912372
10	伊豆市	0.913625
11	焼津市	0.914286
12	松崎町	0.918601
13	函南町	0.921243
14	磐田市	0.925595
15	富士宮市	0.926936
16	掛川市	0.930239
17	牧之原市	0.932818
18	東伊豆町	0.937513
19	森町	0.938069
20	富士市	0.945198
21	下田市	0.946325
22	清水町	0.947032
23	吉田町	0.949888
24	沼津市	0.953441
25	三島市	0.953906
26	伊豆の国市	0.955082
27	静岡市	0.961984
28	熱海市	0.965761
29	長泉町	0.969281
30	川根本町	0.969638
31	浜松市	0.974462
32	小山町	0.979052
33	河津町	1.009876
34	御前崎市	1.019527
35	西伊豆町	1.030096
	県平均	0.936737

静岡県提供資料

湖西市は医療費水準が県平均より低いため、医療費水準統一（納付金ベースの統一）により納付金額が増額となる見込みとなっている。

県による財政支援策（案）

【財政支援策案】

- ・ 県繰入金特別交付金※の配分を調整し、納付金が増額となる市町に交付する。
- ・ 財政支援は5年間の時限措置とする。
- ・ 補填率は徐々に縮小させる。

※県繰入金特別交付金…保険者の経営努力に対する取り組みに対し交付される交付金

【各年度の補填率】

【算定方法】

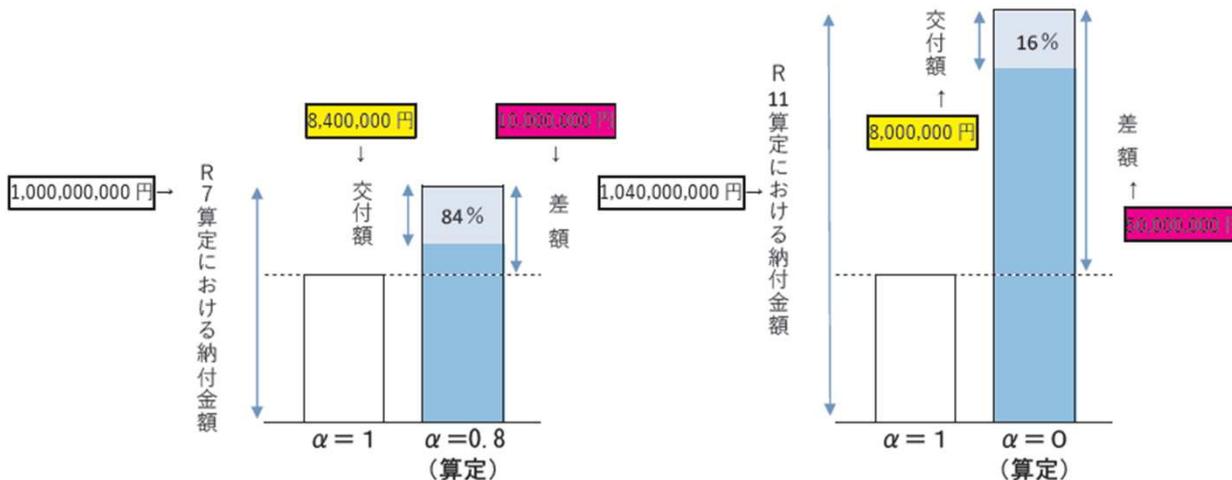
交付要件	当年度納付金額（A）が、当年度納付金を $\alpha = 1$ により算定場合の納付金金額（B）よりも増加する場合
交付額	AとBの差額に、年度ごとの補填率を乗じた金額を交付

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
α	1	0.8	0.6	0.4	0.2	0	0
補填率	なし	84%	67%	50%	33%	16%	0%

【財政支援イメージ】※実際の納付金額は、被保険者数の減少に伴い減少する見込み

(1) R7年度納付金（補填率84%）

(2) R11年度納付金（補填率16%）



恒久的な支援ではなく、令和7年度から11年度の時限措置であるため、最終的に被保険者一人あたり6,000円の増額になることに変わりはない。

決算の状況

令和5年度湖西市国民健康保険事業特別会計決算（概算）

※特別会計とは別に、国民健康保険事業基金がある。（9ページ）

歳入		歳出		
県からの普通交付金 （保険給付費とほぼ同額）	37億円	↔ ほぼ同額	保険給付費 （診療所・薬局への支払い いわゆる7割分の医療費等）	37億円
国民健康保険税	10億8千万円	国保税等が納付金の財源となる。 不足する財源は、繰越金で対応。	国民健康保険事業費納付金 （県に歳出する納付金。 歳入の県からの普通交付金の財源となるもの）	15億円
○国・県からの他の補助金 ○一般会計からの法定繰入金 ○その他	4億6千万円		○一般管理費（保険証等） ○保健事業費（特定健診等） ○その他	1億3千万円
令和4年度からの繰越金	3億2千万円	▲9千万円	令和6年度への繰越金	2億3千万円
合計	55億6千万円			

平成30年の広域化（県・市町の共同運営化）以降、令和4年度を除き赤字運営が続いており、繰越金で不足分を補っている状態が続いている。

国民健康保険は加入者の4割以上を65歳から74歳の高齢者が占め、1人あたりの医療費が高い一方で、保険税収入に影響する加入者の平均所得が低く、厳しい財政運営となっている。

令和7年以降、納付金が増額すると、赤字運営はさらに加速化することが予想される。

収支実績

（千円）

収支実績		H30末	R元末	R2末	R3末	R4末	R5末
歳入	国民健康保険税	1,270,073	1,263,489	1,218,666	1,204,534	1,132,809	1,078,743
歳出	納付金	1,676,535	1,657,219	1,621,546	1,584,648	1,505,098	1,500,554
剰余金	前年度繰越金	556,468	393,100	360,205	331,329	320,243	324,540
	国民健康保険事業基金	534,948	535,020	535,070	535,112	535,197	535,258
	合計	1,091,416	928,120	895,275	866,441	855,440	760,799
単年度収支		▲83,309	▲32,823	▲28,827	▲11,044	382	▲90,310

単年度収支約9千万円の赤字

国民健康保険事業基金と繰越金の状況

「基金」とは…

国民健康保険事業の健全な運営のため、

- ①国民健康保険事業費に不足を生じた場合の補填
- ②国保の円滑な運営に必要な経費への充当

「適切な保有額」とは…

【平成30年の国保制度改正前】

- ・過去3年間の保険給付費の平均額の5パーセント程度とされていた。

【制度改正後】

- ・事業費納付金を納めることにより、保険給付費が県からの普通交付金で全額賄われることになったため、基金保有額の目安は示されていない。
- ・事業費納付金や想定外の事態に備えるために、どの程度の基金を保有するかは各保険者の判断に委ねられている。

国民健康保険事業基金と繰越金の年度末残高状況

	基金残高	繰越金	合計	対前年比	実質収支
令和3年度末	5億3,511万円	3億2,024万円	8億5,535万円	▲4.5%	▲1,104万円
令和4年度末	5億3,520万円	3億2,054万円	8億5,574万円	▲0.04%	38万円
令和5年度末	5億3,526万円	2億3,017万円	7億6,543万円	▲10.56%	▲9,031万円
令和6年度末	3億6,818万円	3億円	6億6,818万円	▲13.2%	▲1億6,702万円
令和7年度末	2億7,093万円	3億円	5億7,093万円	▲14.56%	9,725万円
令和8年度末	1億7,667万円	3億円	4億7,667万円	▲16.5%	▲9,426万円
令和9年度末	7,083万円	3億円	3億7,083万円	▲22.2%	▲1億584万円
令和10年度末	▲4,597万円	3億円	2億5,403万円	▲31.4%	▲1億1,680万円

◆制度改正により、基金を備えておく必要性はなくなったが、不足の事態への対応、また、年度当初の運転資金として、5億円程度基金を保有しておく必要がある。

◆保険料水準統一に伴い、基金の取り扱いについても県内市町で統一化されることから、それまではある程度の基金を保有しておく必要がある。

現行の税率を保持すると、医療費水準統一に伴う納付金の増額と、被保険者数減少による保険税収入の減少により、令和10年度に基金が赤字になる見込み。

税率改定について

【必要な理由】

市町村国保では、過去の医療費の実績から必要となる医療費やその他経費を計算し、翌年の支出を見込む。また、加入者数や年齢、世帯構成、所得状況等から国保税の収納予定額、過去の実績から国や県からの補助金を見込み、収入を計算している。赤字が見込まれる場合には、税率改定を行ったり、必要に応じて基金を取り崩すなどして、市町村独自で保険事業を運営している。

保険料水準が統一となった場合には、統一保険料で財政運営ができるようになるため、このような対応は不要となるが、現在の市の税率と統一後の保険料水準で乖離がある場合、被保険者にとって急激な負担となる。したがって、安定した国保財政の運営のために保険税の将来推測を行い、計画的に保険税率の改定を行う必要がある。

【改定方針】

県は令和12年度の医療費水準統一後の、県内市町ごとの事業費納付金及び必要とされる統一後の保険税を示している。この県の示した将来推計と、近隣市町と税率を基に保険税率を決定する。

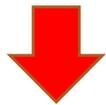
【懸念事項】

- ①県の示した将来推計は、令和4年度の納付金による試算であり、時勢の変化により、今後変化する可能性がある。
- ②県が現在検討しているインセンティブ付与についてはまだ検討段階であり、現時点で考慮することができない。

標準保険料率との比較

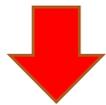
「標準保険料率」とは…

国民健康保険運営方針に定める県内統一の賦課方式による市町ごとの保険料率の標準的な水準を表した数値であり、各市町は標準保険料率を参考に、保険料（税）率を設定している。



資料6

湖西市の現行保険税率は、標準保険料率から調定額ベースで約20パーセント乖離している。



乖離率を縮小させ、不足する調定（赤字総額）を解消する必要がある。

標準保険料率

令和6年度		所得割	均等割	平等割	合計
湖西市 標準 保険税率	医療分	6.63%	27,197円	17,850円	
	後期分	3.12%	12,342円	8,100円	
	介護分	2.50%	17,720円	-	
	合計	12.25%	57,259円	25,950円	
調定額（全体）					14億4,134万円
一人あたりの調定額（全体）					116,858円
応益割/応能割 ※ （医療分）		53.32%	46.68%		

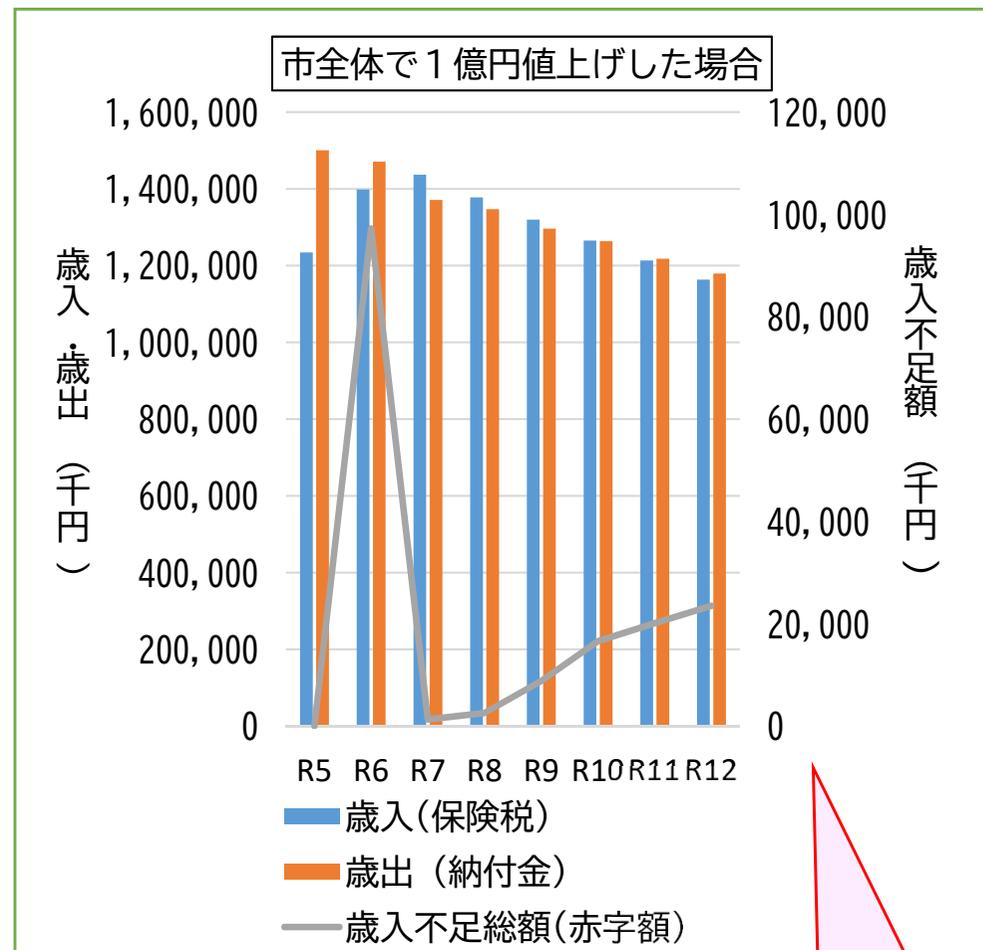
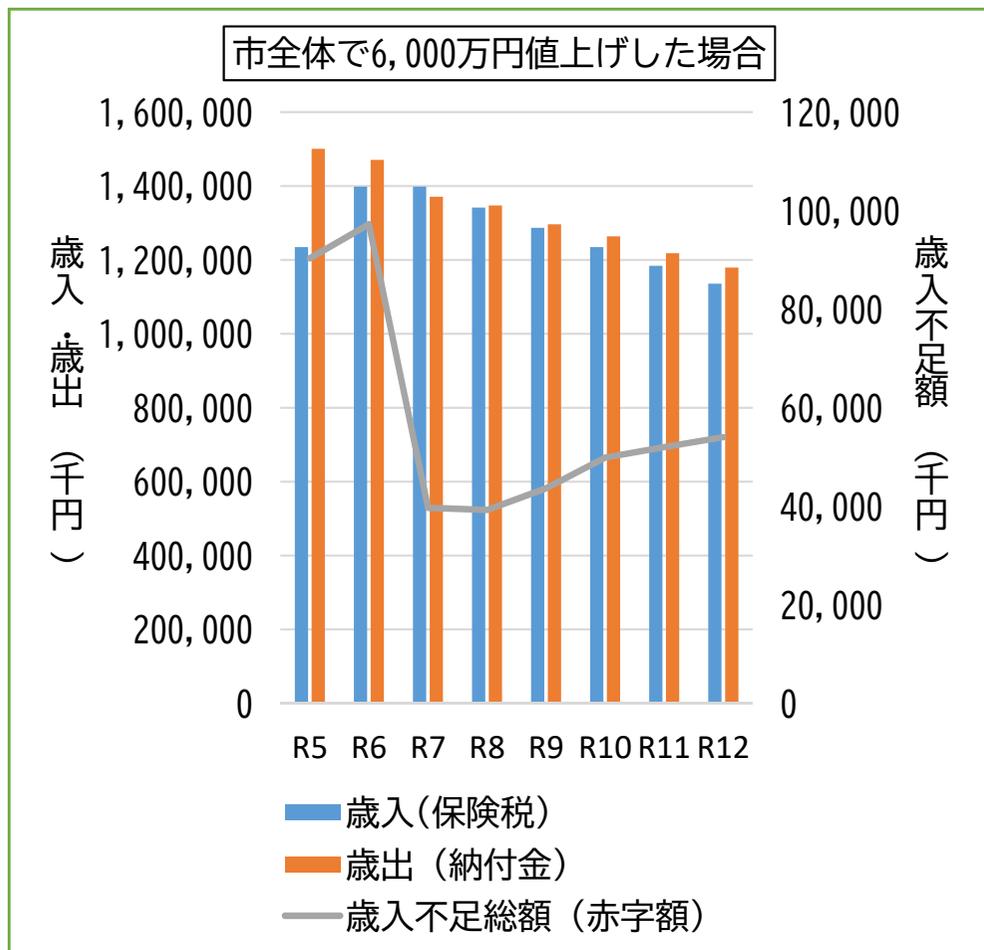
現行保険税率

令和6年度		所得割	均等割	平等割	合計
湖西市 現行税率	医療分	5.60%	26,600円	21,800円	
	後期分	2.00%	9,600円	7,200円	
	介護分	1.70%	15,000円	-	
	合計	9.30%	45,800円	29,000円	
調定額（全体）					10億3,290万円
一人あたりの調定額（全体）					98,489円
応益割/応能割 （医療分）		52.01%	47.99%		
標準保険料率に対する不足調定額					▲3億6,539万円

※ 応能割 各人の負担能力に応じて賦課（所得割）
 応益割 世帯や被保険者に対して府賦課（均等割・平等割）

税率改定に向けた検討①

- ・令和7年度以降、県の推計を本市納付金にあてはめると、令和7年度から令和12年度で最終的に市全体で約6,000万円（被保険者一人あたり約6,000円）の増額が見込まれる。
- ・6,000万円の増額改定では、納付金増額分の補填は達成できるが、歳入不足総額（赤字）の解消は困難。
- ・納付金増額分を含み、1億円程度（一人あたり概ね10,000円）の増額改定が必要。



※納付金については、県からの財政支援を見込んだ額を計上している。

赤字が概ね解消される

税率改定に向けた検討②

国民健康保険税における応能・応益割合について

応能割 被保険者の負担能力に応じて負担する部分（所得割）

応益割 一世帯あたりに課せられる一定額または被保険者一人あたりに課せられる一定（均等割、平等割）

ケース1 40代夫婦2人と10代子ども2人の世帯

所得 世帯主：営業所得200万円
妻：給与収入120万円→給与所得65万円
軽減判定 なし
課税標準額 世帯主：200万円－43万円（基礎控除）＝157万円
妻：65万円－43万円＝22万円
子ども2人：0円
世帯の課税標準額：179万円

	医療保険分	後期支援金分	介護保険分
所得割額	179万円×5.6% =100,240円	179万×2.0% =35,800円	179万×1.7% =30,430円
均等割額	26,600円×4人 =106,400円	9,600円×4人 =38,400円	15,000円×2人 =30,000円
平等割額	21,800円	7,200円	—
合計 [※]	228,400円	81,400円	60,400円

・年間保険税額 370,200円
・一人あたり 92,550円

ケース2 70代夫婦2人世帯

所得 世帯主：年金収入200万円→年金所得90万円
妻：年金収入110万円→年金所得0万円
軽減判定 5割軽減
課税標準額 世帯主：90万円－43万円（基礎控除）＝47万円
妻：0円
世帯の課税標準額：47万円

	医療保険分	後期支援金分	介護保険分
所得割額	47万円×5.6% =26,320円	47万×2.0% =9,400円	—
均等割額	(26,600円×2人) ×0.5=26,600円	(9,600円×2人) ×0.5=9,600円	—
平等割額	21,800円×0.5 =10,900円	7,200円×0.5 =3,600円	—
合計 [※]	63,800円	22,600円	0円

・年間保険税額 86,400円
・一人あたり 43,200円

※100円未満切捨

所得割を引き上げると、所得が高い世帯ほど影響が大きくなり、均等割を引き上げると、加入者が多い世帯ほど影響が大きくなることを考慮しなければならない。

税率改定に向けた検討③

標準保険料率との比較（現行）

資料6

医療費分	標準保険税率	湖西市	差
所得割	6.63%	5.60%	▲1.03%
均等割	27,197円	26,600円	▲597円
平等割	17,850円	21,800円	3,950円

後期高齢者支援分	標準保険税率	湖西市	差
所得割	3.12%	2.00%	▲1.12%
均等割	12,342円	9,600円	▲2,742円
平等割	8,100円	7,200円	▲900円

介護保険分	標準保険税率	湖西市	差
所得割	2.50%	1.70%	▲0.8%
均等割	17,720円	15,000円	▲2,720円
平等割	—	—	—

県内他市町村との比較（現行）

資料7

医療費分	県内平均	湖西市	差
所得割	6.36%	5.60%	▲0.76%
均等割	24,429円	26,600円	2,171円
平等割	20,006円	21,800円	1,794円

後期高齢者支援分	県内平均	湖西市	差
所得割	2.27%	2.00%	▲0.27%
均等割	9,234円	9,600円	366円
平等割	7,309円	7,200円	▲109円

介護保険分	県内平均	湖西市	差
所得割	1.99%	1.70%	▲0.29%
均等割	14,143円	15,000円	857円
平等割	—	—	—

現行の市の税率と、標準保険料率・県内平均保険料（税）率を比較すると、各区分の所得割の差が大きいことが分かる。

改定案概要

改正にかかる前提条件

- ・ 令和7年度から税率及び賦課方式を段階的に改正する。
- ・ 静岡県国民健康保険運営方針（第3章）に沿った対応を検討する。

	概要	メリット	デメリット
A①案	<ul style="list-style-type: none">・ 激変緩和策として回数を2回に分ける。・ 低所得者へ配慮し、所得割額のみ改正する。	<ul style="list-style-type: none">・ 所得割のみの改定のため、低所得者の負担が小さい。・ 黒字回復が早い。・ 令和7、9年度と2回中間見直しが可能である。	<ul style="list-style-type: none">・ 税額の上り幅が大きくなるため、被保険者の負担が大きい。
A②案	<ul style="list-style-type: none">・ 激変緩和策として回数を3回に分ける。・ 低所得者へ配慮し、所得割額のみ改正する。	<ul style="list-style-type: none">・ 所得割のみの改定のため、低所得者の負担が小さい。・ 税額の上り幅が小さくなるため、被保険者の負担が小さくなる。・ 令和7、9、11年度と3回中間見直しが可能である。	<ul style="list-style-type: none">・ 黒字回復が遅れる。
B①案	<ul style="list-style-type: none">・ 激変緩和策として回数を2回に分ける。・ 税の公平性を加味し、所得割と均等割を改正する。	<ul style="list-style-type: none">・ 所得割と均等割の改定のため、公平性が高い。・ 黒字回復が早い。・ 令和7、9年度と2回中間見直しが可能である。	<ul style="list-style-type: none">・ 税額の上り幅が大きくなるため、被保険者の負担が大きい。
B②案	<ul style="list-style-type: none">・ 激変緩和策として、回数を3回に分ける。・ 税の公平性を加味し、所得割と均等割を改正する。	<ul style="list-style-type: none">・ 所得割と均等割の改定のため、公平性が高い。・ 黒字回復が早い。・ 令和7、9、11年度と3回中間見直しが可能である。	<ul style="list-style-type: none">・ 黒字回復が遅れる。

改定案 (A案)

A①案

R7年度	医療分	支援分	介護分	合計
所得割額	6.1% (+0.5)	2.3% (+0.3)	1.9% (+0.2)	10.3% (+1.0)
均等割額	26,600円	9,600円	15,000円	51,200円
平等割額	21,800円	7,200円	—	29,000円

実質収支…▲41,245千円
一人あたりの税額…105,905円



R9年度	医療分	支援分	介護分	合計
所得割額	6.5% (+0.4)	2.6% (+0.3)	2.1% (+0.2)	11.2% (+0.9)
均等割額	26,600円	9,600円	15,000円	51,200円
平等割額	21,800円	7,200円	—	29,000円

実質収支…9,201千円
一人あたりの税額…110,549円

A②案

R7年度	医療分	支援分	介護分	合計
所得割額	5.9% (+0.3)	2.2% (+0.2)	1.9% (+0.2)	10.0% (+0.7)
均等割額	26,600円	9,600円	15,000円	51,200円
平等割額	21,800円	7,200円	—	29,000円

実質収支…▲60,182千円
一人あたりの税額…104,077円



R9年度	医療分	支援分	介護分	合計
所得割額	6.2% (+0.3)	2.4% (+0.2)	2.0% (+0.1)	10.6% (+0.6)
均等割額	26,600円	9,600円	15,000円	51,200円
平等割額	21,800円	7,200円	—	29,000円

実質収支…▲24,364千円
一人あたりの税額…107,316円



R11年度	医療分	支援分	介護分	合計
所得割額	6.5% (+0.3)	2.6% (+0.2)	2.1% (+0.1)	11.2% (+0.6)
均等割額	26,600円	9,600円	15,000円	51,200円
平等割額	21,800円	7,200円	—	29,000円

実質収支…5,190千円
一人あたりの税額…110,549円

改定案 (B案)

B①案

R7年度	医療分	支援分	介護分	合計
所得割額	6.1% (+0.5)	2.3% (+0.3)	1.9% (+0.2)	10.3% (+1.0)
均等割額	26,600円	9,800円 (+200円)	15,500円 (+500円)	51,900円 (+700円)
平等割額	21,800円	7,200円	—	29,000円

実質収支…▲37,133千円
一人あたりの税額…106,246円



R9年度	医療分	支援分	介護分	合計
所得割額	6.5% (+0.4)	2.5% (+0.2)	2.0% (+0.1)	11.0% (+0.7)
均等割額	26,600円	10,000円 (+200円)	16,000円 (+500円)	52,600円 (+700円)
平等割額	21,800円	7,200円	—	29,000円

実質収支…8,354千円
一人あたりの税額…110,395円

B②案

R7年度	医療分	支援分	介護分	合計
所得割額	5.9% (+0.3)	2.2% (+0.2)	1.8% (+0.1)	9.9% (+0.6)
均等割額	26,600円	9,800円 (+200円)	15,500円 (+500円)	51,900円 (+700円)
平等割額	21,800円	7,200円	—	29,000円

実質収支…▲58,787千円
一人あたりの税額…104,208円



R9年度	医療分	支援分	介護分	合計
所得割額	6.2% (+0.3)	2.4% (+0.2)	1.9% (+0.1)	10.5% (+0.6)
均等割額	26,600円	10,000円 (+200円)	16,000円 (+500円)	52,600円 (+700円)
平等割額	21,800円	7,200円	—	29,000円

実質収支…▲19,344千円
一人あたりの税額…106,246円



R11年度	医療分	支援分	介護分	合計
所得割額	6.5% (+0.3)	2.5% (+0.1)	2.0% (+0.1)	11.0% (+0.5)
均等割額	26,600円	10,000円	16,000円	52,600円
平等割額	21,800円	7,200円	—	29,000円

実質収支…4,343千円
一人あたりの税額…110,395円

モデルケースによる試算

※条件はP13と同様

ケース1 40代夫婦2人と10代子ども2人の世帯

現行	医療保険分	後期支援金分	介護保険分
所得割額	179万円×5.6% =100,240円	179万×2.0% =35,800円	179万×1.7% =30,430円
均等割額	26,600円×4人 =106,400円	9,600円×4人 =38,400円	15,000円×2人 =30,000円
平等割額	21,800円	7,200円	—
合計	228,400円	81,400円	60,400円

・年間保険税額 370,200円
・一人あたり 92,550円

A①②案	医療保険分	後期支援金分	介護保険分
所得割額	179万円×6.5% =116,350円	179万×2.6% =46,540円	179万×2.1% =37,590円
均等割額	26,600円×4人 =106,400円	9,600円×4人 =38,400円	15,000円×2人 =30,000円
平等割額	21,800円	7,200円	—
合計	244,500円	92,100円	67,500円

・年間保険税額 404,100円 (+33,900円)
・一人あたり 101,025円 (+8,475円)

B①②案	医療保険分	後期支援金分	介護保険分
所得割額	179万円×6.5% =116,350円	179万×2.5% =44,750円	179万×2.0% =35,800円
均等割額	26,600円×4人 =106,400円	10,000円×4人 =40,000円	16,000円×2人 =32,000円
平等割額	21,800円	7,200円	—
合計	244,500円	91,900円	67,800円

・年間保険税額 404,200円 (+34,000円)
・一人あたり 101,050円 (+8,500円)

ケース2 70代夫婦2人世帯

現行	医療保険分	後期支援金分	介護保険分
所得割額	47万円×5.6% =26,320円	47万×2.0% =9,400円	—
均等割額	(26,600円×2人) ×0.5=26,600円	(9,600円×2人) ×0.5=9,600円	—
平等割額	21,800円×0.5 =10,900円	7,200円×0.5 =3,600円	—
合計	63,800円	22,600円	0円

・年間保険税額 86,400円
・一人あたり 43,200円

A①②案	医療保険分	後期支援金分	介護保険分
所得割額	47万円×6.5% =30,550円	47万×2.6% =12,220円	—
均等割額	(26,600円×2人) ×0.5=26,600円	(9,600円×2人) ×0.5=9,600円	—
平等割額	21,800円×0.5 =10,900円	7,200円×0.5 =3,600円	—
合計	68,000円	25,400円	0円

・年間保険税額 93,400円 (+7,000円)
・一人あたり 46,700円 (+3,500円)

B①②	医療保険分	後期支援金分	介護保険分
所得割額	47万円×6.5% =30,550円	47万×2.5% =11,750円	—
均等割額	(26,600円×2人) ×0.5=26,600円	(10,000円×2人) ×0.5=10,000円 ※100円未満切捨	—
平等割額	21,800円×0.5 =10,900円	7,200円×0.5 =3,600円	—
合計	68,000円	25,300円	0円

・年間保険税額 93,300円 (+6,900円)
・一人あたり 46,650円 (+3,450円)

改定案ごとの実質収支と一人あたりの税額の推移予測

A①案

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実質収支（千円）	▲ 41,245	▲ 38,265	9,201	5,226	5,190	5,190
一人当たりの税額（円）	105,905	105,905	110,549	110,549	110,549	110,549

A②案

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実質収支（千円）	▲ 60,182	▲ 57,202	▲ 24,364	▲ 28,339	5,190	5,190
一人当たりの税額（円）	104,077	104,077	107,316	107,549	110,549	110,549

B①案

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実質収支（千円）	▲ 37,133	▲ 34,153	8,354	4,379	4,343	4,343
一人当たりの税額（円）	106,246	106,246	110,395	110,395	110,395	110,395

B②案

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実質収支（千円）	▲ 58,787	▲ 55,807	▲ 19,344	▲ 23,319	4,343	4,343
一人当たりの税額（円）	104,208	104,208	106,246	106,246	110,395	110,395